

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第46号

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>(<u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p>(<u>乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等</u>)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(<u>乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等</u>)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(<u>虐待等の禁止</u>)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(<u>虐待等の防止</u>)</p>
<p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>	<p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ</p>

ならない。

(1)～(5) (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項  
その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)

ならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項  
及び利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)

がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで

がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。